

医療保険のしおり

平成24年度指導における指摘事項（その1）

平成24年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

I 診療に係る事項

1 診療録

- (1) 自覚症状・他覚所見、手術記録等必要事項の記載が乏しい例が認められたので改めること。
- (2) 診療録に貼紙があり、元の記載内容が不明な例が認められたので改めること。
- (3) 記載内容が判読困難な例が認められたので改めること。
- (4) ページが改まっても、処方・検査の記載をdoで行い、doの内容が明らかでない例が認められたので改めること。
- (5) 診療録の記載を医師以外の者が行っているにもかかわらず、実施者の署名、又、その記載を承認したとの医師の記録もないため診療録の真正性に疑義のある例が認められたので改めること。
- (6) 指導管理料の算定に際し、算定要件を満たしているかどうか医師に確認することなく事務職員が指導管理料のゴム印を押し算定している例が認められたので改めること。
- (7) 電子カルテについて医師、看護師、事務職員それぞれにパスワードが振り分けられておらず、医師のパスワードのみで入力しており、診療録の真正性に疑義が認められたので改めること。
- (8) 電子カルテ操作者のパスワード変更が定期的に行われていないことが認められた。医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき変更するように、運用管理規定を改め適切な取扱いとすること。

2 傷病名

- (1) 長期にわたる傷病名が散見される。症状に合わせ転帰を判断し、傷病名を整理すること。
- (2) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的でつけられた医学的な診断根拠のない傷病名（レセプト病名）が認められたので改めること。（例：ビタミンB1欠乏症）
- (3) 傷病名の記載漏れが認められたので改めること。
- (4) 傷病名について転帰が記載されていない例が認められたので改めること。
- (5) 傷病名について記載誤りの例が認められたので改めること。
 - ・慢性胃炎と記載すべきところを胃潰瘍と記載されていた例
- (6) 疑い病名（レセプト病名）の継続している例が認められたので改めること。
→県医師会としては概ね3ヵ月までと考えます。

3 基本診療料

- (1) 入院診療計画書に「特別な栄養管理の必要性」の項目がなかったので改めること。
- (2) 褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者について、褥瘡対策を実施したことの

記録、実施後の評価を行ったことの記録がない例が認められたので改めること。

- (3) 特別な栄養管理が必要な患者について、栄養管理計画を診療録に貼付していない例が認められたので改めること。
- (4) 過去にコンタクトレンズ検査料を算定した患者に対して、再度、コンタクトレンズ検査料を算定する場合に、初診料を算定している例が認められたので改めること。

4 医学管理等

- (1) 特定薬剤治療管理料算定に際し、治療計画の要点の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 特定疾患療養管理料
 - ・算定に際し、管理内容の要点の診療録への記載が希薄な例、又は、記載がない例が認められたので改めること。
 - ・算定に際し、管理内容の要点の診療録への記載が前回記載のコピーで、毎回指導内容が同じである例が認められたので改めること。
 - ・算定に際し、治療実態のない疾患を主病として算定している例が認められたので改めること。
- (3) 薬剤情報提供料算定に際し、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供していない例が認められたので改めること。

5 在宅医療

- (1) 訪問診療の計画及び診療内容の要点の記載がない例、又は、希薄な例が認められたので改めること。
- (2) 在宅患者訪問診療料算定に際し、訪問診療の計画の記載が希薄な例、継続的診療の必要性に疑義があり、診察が健診を思わす患者に算定している例が認められ、又、診療録への記載が在宅患者訪問診療料ではなく、往診と記載されていたので改めること。
- (3) 在宅患者訪問看護・指導料算定に際し、医師が看護師等に対して行った指示内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (4) 在宅酸素療法指導管理料算定に際し、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (5) 在宅自己注射指導管理料算定に際し、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

6 検査

- (1) 必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。(例：末梢血液像、CRP、CEA、CA19-9、CA125、サイトケラチン19フラグメント)
- (2) 呼吸心拍監視の算定に対し、観察結果の要点の記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 眼鏡処方せんを交付しない再診の患者に対して、屈折検査と矯正視力検査を算定している例が認められたので改めること。

7 投薬・注射

- (1) ビタミン製剤を単なる栄養補給目的（体の調子を良くする薬）で投与している例が認められたので

改めること。(例：5 mgアリナミンF糖衣錠)

- (2) ビタミン製剤の投与が必要、かつ、有効と判断した趣旨が診療録に記載されていない例が認められたので、改めること。
- (3) 同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬して処方料を算定し、他の薬剤を院外処方せんにより投与し処方せん料を算定することにより、両方を合わせて算定している例が認められたので改めること。
- (4) 患者が薬品を紛失したため再交付した際、その薬剤の費用を保険請求している例が認められたので改めること。
- (5) 効果判定することなく長期漫然投与している例が認められたので改めること。(例：PT検査を行うことなく投与されたワーリン錠。セフジトレンピボキシル錠。)
- (6) 患者の希望により行われ、医学的に必要性の乏しい点滴の例が認められたので改めること。(例：大塚糖液5% 250ml—1袋、10%塩化ナトリウム注射液20ml—1管)
- (7) 薬剤投与に際し、服薬状況を確認していない例が認められたので改めること。
- (8) 適応傷病名がないにもかかわらず投与された薬剤の例が認められたので改めること。(例：ヒアレインミニ点眼液0.3%、オースギ葛根湯エキスG、プリンペラン注射)
- (9) 抗生剤の内服と点滴の重複投与されている例が認められたので改めること。
(例：フロモックス錠とフルマリン静注用)
- (10) 投与期間の上限を超えて投与されている例が認められたので改めること。
(例：ゾビラックス顆粒の7日を超える投与)

8 リハビリテーション

摂食機能療法算定に際し、訓練時間について実時間の記載がされていない例が認められたので改めること。

9 手術・処置

- (1) 輸血料算定に際し、厚生労働省が示した様式の項目の全てを網羅されていない様式の文書で患者説明を行っている例が認められたので改めること。
- (2) 重度褥瘡処置や創傷処置を実施した際に、処置した範囲が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (3) 整形外科的慢性疾患において、病態変化のない、あるいは少ない症例に漫然と消炎鎮痛等処置がなされている例が認められたので改めること。
- (4) 複数回の消炎鎮痛等処置算定に際し、診察行為が1週間に1回しかない例や、効果判定の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

10 特記事項

指導管理料の算定を医師の指示ではなく、事務員が行っている例が認められたので改めること。

II 診療報酬の請求に係る事項

- (1) 診療報酬の請求をするときは、医師自らが診療録と診療報酬明細書の突合を行い、記載事項に誤り

や不備等がないか十分に確認すること。

(2) 自己診療を保険請求している例が認められたので改めること。

Ⅲ 事務的な取扱いに係る事項

1 届出事項

(1) 診療日（休診日）について、実態にあった届出を行うこと。

(2) 届出事項に変更があった場合には、速やかに中国四国厚生局鳥取事務所へ届出事項変更届を提出すること。

- ・診療時間
- ・保険医の採用

2 標示・掲示

(1) 院内掲示を適切に行っていない例が認められたので改めること。

- ・明細書の発行状況

(2) 保険医療機関の見やすい箇所に「保険医療機関」である旨の標示を行うこと。

3 その他

明細書が即日交付されていない例が認められたので改めること。